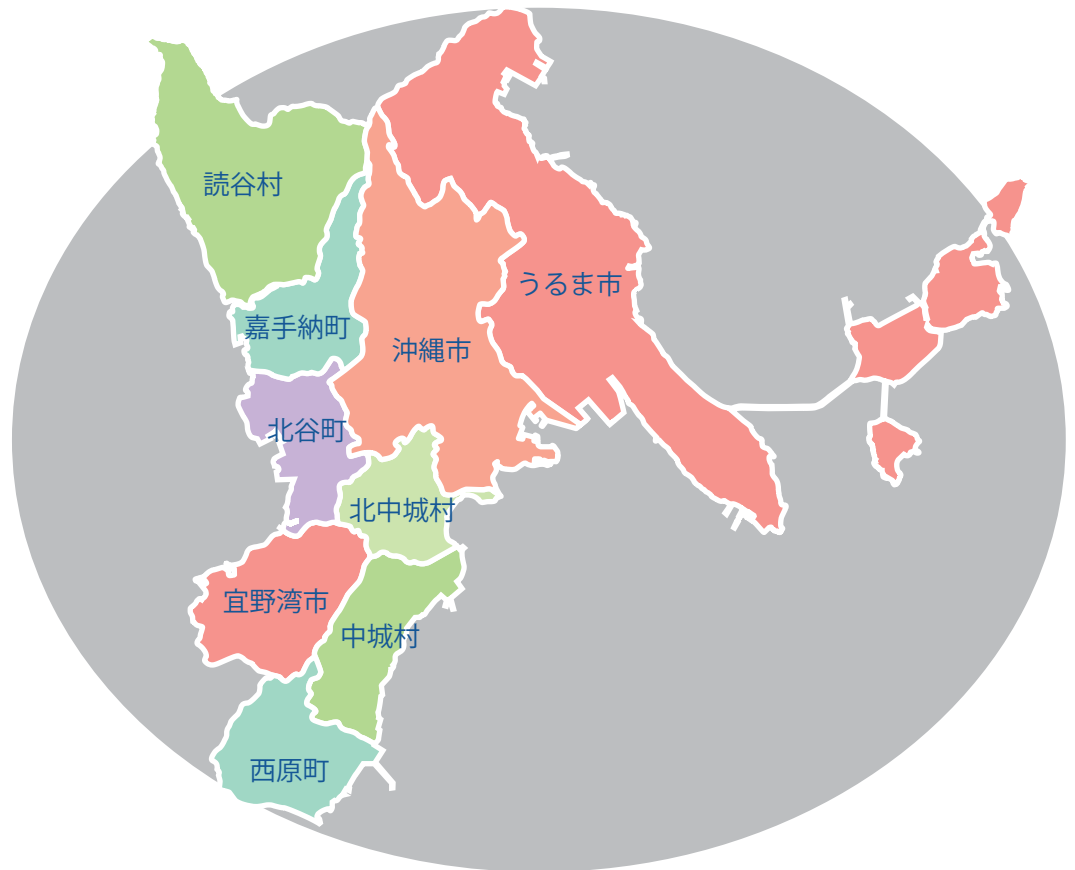


# 第4次中部広域計画

平成25年3月  
中部広域市町村圏事務組合



CHUBU 9

Okinawa

Uruma

Ginowan

Chatan

Kadena

Nishihara

Yomitan

Kitanakagusuku

Nakagusuku

中部広域市町村圏事務組合とは、

地方自治法第284条及び第285条に基づき設立された複合的一部事務組合です。沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村の9市町村によって構成され、関係市町村の協議・連携のもと、中部広域圏にまたがる様々な事務の共同処理に取り組んでいます。

## 1. 広域計画策定の趣旨

広域市町村圏は、昭和 40 年代の高度経済成長によるモータリゼーションの進展や日常生活圏の拡大を受け、ふるさと市町村圏の選定等、国主導によって進められてきたが、近年は市町村合併によって広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がる等、広域行政施策を取り巻く状況は地域ごとに大きく異なっている。

このため、国は広域行政圏施策について当初の役割を終えたという考えから、今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村の自主的な協議に基づき取り組むこととされた。

これらの状況を受け、第 4 次広域計画の策定にあたっては、本組合が担う役割を明確にするとともに、関係する市町村の行政課題への複合的な取り組み及び事務の共同処理に関する方向性を位置付ける等、中部広域圏の一体性を高める将来像と具体的な取り組みを位置付けるものである。

## 2. 広域計画の位置付け

本計画は、圏域を構成する 9 市町村の基本構想・基本計画や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を基本とし、中部地方拠点都市地域基本計画などの国・県の計画との整合性を図りながら、中部広域圏の将来像を描くとともに、本組合や関係市町村が事務処理を行っていくための指針とするものである。

## 3. 広域計画の期間

広域計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とする。

## 4. 広域計画の構成

### (1) 将来構想

将来構想は、圏域の将来像と中部広域圏における中長期的視点から見た課題を解決するために、関係市町村が有機的に連携することによって取り組んでいくための方向性を示している。

### (2) 基本計画（実施事務の概要及び対応方針）

基本計画は、将来構想で示した方向性も含め、地方自治法に基づく事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村の自主的な協議に基づき取り組む調査研究や、中部広域市町村圏事務組合規約第 3 条に定める事務を実施するための概要や対応方針等を項目ごとに定める。また、関係市町村との協議にて新たに処理する事務等について調査・検討し、基本計画においては適時見直しを行う。

## 5. 広域計画の区域

この計画の対象とする区域は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の 3 市 3 町 3 村の行政区域である。

## 6. 中部広域圏が目指すべき将来像

# 「人と自然と文化が響き合い 未来をともに拓く中部圏」

中部広域圏の個性豊かな地域特性をすべて「資源」として捉え、それらを有機的に連携させ、今後、達成するであろう50万人都市圏にふさわしい、中部広域圏の活性化に繋げていくことを目指す。

## 7. 分野別将来像

### (1) 産業分野

高等教育機関と連携し製品開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等に取り組む等、グローバルスタンダードを目指した産業振興策の展開を促進する。さらに、織物や陶芸、琉球ガラス等の伝統工芸の盛んな地域でもあることから、各地域の特性を活かしたものづくり産業の振興を図る。

加えて、第一次産業の担い手への支援、関係市町村の農産物等を学校給食に供給することで広域的地産地消を進めるとともに、6次産業化の推進やそれらを結びつける直売所の整備に取り組む。併せて、他産業との連携も含めた取り組みを行うことで、中部広域圏全体の産業活性化を目指す。

### (2) 観光分野

関係市町村との連携のもと、圏域内に分布する文化資源のネットワーク化や高等教育機関との連携による観光分野への人材供給やグローバル化に対応できる人材育成のための環境整備等を行うことで、中部ならではの観光振興を目指す。

西海岸地域ではマリンスポーツやエコツーリズムをはじめ、多彩な文化資源・自然資源を活かした観光振興策の展開を促す。

東海岸地域では健康保養型観光の振興や島しょ地域を活かした島めぐりメニューの開発、マリンスポーツやエコツーリズムの自然資源の活用等、地域特性を活かした観光振興策の展開を促す。

また、中部広域圏に集積しているスポーツコンベンション施設を活用したプロスポーツキャンプの受入れやおきなわマラソンをはじめ各種スポーツイベント等を有機的に連携させる組織体制の整備等により、更なるスポーツツーリズムの推進を図る。加えて、住民参加による緑化活動等により、中部が一体となった観光まちづくりの推進を目指す。

### (3) 福祉・医療分野

より専門性が高い人材の確保が必要な事務等について共同処理を行うことで、圏域内での迅速かつ質の高い行政サービスの提供やサービスの均一化に取り組む。

#### (4) 防災分野

備蓄倉庫等の広域防災拠点の整備を行うとともに、圏域が一体となった防災・減災対策や連携による消防防災体制の強化を目指す。

#### (5) 衛生・環境分野

火葬場やし尿処理施設の改築、最終処分場の検討、農業用廃プラスチックの処理の対応等、効率的・効果的な広域的行政サービスの提供が行われるよう、関係市町村等による連携した取り組みを推進する。

#### (6) 交通分野

中部広域圏内の拠点都市間の移動の円滑化を図る鉄軌道の整備や、駐留軍用地の一部返還も視野に入れた東西を結ぶ道路の整備及び中城湾港新港地区への高規格幹線道路の連結等、交通体系の整備に向け中部広域圏一体となった取り組みを行う。

#### (7) 人材育成・教育分野

文化的資源の次世代への保全・継承及び新たな文化の創造に関わる取り組みに対する支援を行う。

また、沖縄の持つ地理的・歴史的特性を活かしながら、風土・文化が異なる地域と経済、文化など様々な分野における交流活動を行うことで、本圏域の発展に寄与するような人材育成の支援を行う。さらに、本圏域に立地している高等教育機関との連携のもと、産業振興やまちづくりをはじめ、各分野における人材育成の支援を行う。

#### (8) 基地対策分野

米軍基地に起因する広域的な課題等に対して、関係市町村とも連携し、支援を行う。

### 8. 広域行政のあり方と今後の取り組み

産業、観光、福祉・医療、防災、交通分野、基地問題に対する連携した取り組みや駐留軍用地の跡地利用計画の策定の際の調整機能等、様々な広域行政ニーズにおいて、現在の複合的一部事務組合制度では、主体的に取り組みを行うには制度上の限界がある。このため、従来の関係市町村の事務の共同処理という性格にとらわれることなく、多様な広域行政サービスへの適切な対応が可能でかつ住民により身近な広域行政機構である広域連合への制度変更を視野に入れた取り組みを目指す。また、本組合は課税権を持たない特別地方公共団体であり、関係市町村の負担金で賄われていることから、広域行政のニーズに対して主体的な取り組みが行いにくい状況にある。そのような状況を踏まえ、沖縄振興特別推進交付金制度、いわゆる一括交付金などの新たな財源も活用し、広域的な政策や広域行政需要への対応を目指す。



## 9. 基本計画

本組合の規約3条に基づき実施する具体的な施策を以下に整理する。

- (1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
  - ① 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
  - ② 沖縄県中部地方拠点都市地域に関する事務
- (2) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること
  - ア 広域交流事業
    - ① 最上広域圏児童の受入交流事業
    - ② 中部広域圏児童の派遣交流事業
  - イ 広域文化事業
    - ① 島クトゥバし語やびら大会補助事業
    - ② 「中部広域圏」地域の知名度・イメージ向上に関する事業
  - ウ 広域スポーツ事業
    - ① おきなわマラソン補助事業
    - ② 中部トリムマラソン補助事業
    - ③ スポーツツーリズムに関する調査研究
  - エ 広域観光開発事業
    - ① 中部広域ウェブサイト運営事業
    - ② スポーツツーリズムに関する調査研究（再掲）
  - オ 広域物産展事業
    - ① 産業まつり出展事業
  - カ 地域イベント助成事業
    - ① 地域間連携・交流イベント助成事業
  - キ 広域研修事業
    - ① 「ゆがふう塾」市町村職員研修事業
    - ② 「ゆがふう塾」政策形成上級研修事業
    - ③ 中部広域市町村圏事務組合理事会研修事業
    - ④ 中部広域市町村圏事務組合議会議員研修事業
    - ⑤ 中部広域市町村圏事務組合幹事会研修事業
  - ク 地域づくり支援事業
    - ① 花と緑のまちづくりコンクール補助事業
    - ② 地域間連携・交流イベント助成事業（再掲）
- (3) 調査研究に関する事務
  - ア 広域的な行政課題に関すること
    - ① 障害者自立支援給付にかかる障害程度区分認定調査に関すること
    - ② 中部地区地産地消推進対策事業に関すること
    - ③ 税滞納整理業務（捜索・公売など）に関すること
    - ④ スポーツツーリズムに関する調査研究（再掲）
    - ⑤ 広域的な行政課題の調査研究に関すること
  - イ 広域にわたる振興発展に関すること
    - ① 中部振興策及び中部振興会館建設に関する事務
    - ② 中部市町村会
    - ③ 中頭地方視聴覚協議会（視聴覚ライブラリー）
    - ④ 中部地区財政担当者会議
    - ⑤ 中部地区畜産共進会
    - ⑥ 中部家畜人工授精センター
    - ⑦ 河川愛護会活動推進委託事業（県事業を受託）
    - ⑧ 道路植栽樹木管理会活動推進業務委託（県事業を受託）
- (4) 社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務
  - ① 社会福祉法人の指導監査に関する事務



中部広域圏児童の派遣交流事業の様子



島クトゥバし語やびら大会



おきなわマラソン



産業まつり出展事業（もがみ大産業まつり）の様子



「ゆがふう塾」市町村職員研修事業の様子



「ゆがふう塾」政策形成上級研修事業の様子

## 10. ふるさと市町村圏基金

今後とも、中部広域市町村圏の振興整備の推進が図られるよう、関係市町村の広域連携に資する事業への支援を行い、より公平・公正に基金を活用するため、中部広域圏住民が参加しやすい仕組みづくりを行う。

基金を活用した事業の評価及び事業の見直しを適宜行いながら適正な執行を図るとともに、広域的な行政課題及び広域にわたる振興発展に関する調査研究を行う。

### 【実施する事業】

- (1) 中部広域市町村圏事務組合同規約に示された事業に対する補助等
- (2) 広域的な行政課題に関する調査研究
- (3) 広域にわたる振興発展に関する調査研究

## 11. 本計画の具体的な実現

### (1) 執行体制の整備

従来の本組合が有していた関係市町村の事務の共同処理という性格にとらわれることなく、広域行政需要へ弾力的・機動的に対応できる広域連合への移行も選択肢の一つとして考え、関係市町村と連携し、調査検討を行う。

### (2) 中部市町村会等の事務事業の明確化

行財政改革の一環として、本組合と中部市町村会、中部振興会及び中頭地方視聴覚協議会の事務局統合が行われた。しかし、地方自治法上、特異な関係性にあることと、事務局統合されたそれらの団体を構成する市町村が一致しないことも踏まえ、中部市町村会を含む関係団体が担っている事務事業については、関係市町村による協議に基づいて事務事業を整理しつつ、本基本計画に位置付ける等、地方自治法に則った組織の整備が必要である。

### (3) 財源の確保

広域行政ニーズへの適切な対応を行うため、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）等も含め、新たな財源確保に向け取り組む。

### (4) 開かれた組織づくり

本組合の活動に対する住民の認知度を高めるために、多様な媒体を活用した積極的な情報発信を行うとともに、あらゆる機会を通して本組合が実施する施策及び本計画の趣旨、内容の周知を図る。さらに、本組合が実施する施策について、その継続性や成果等を住民の視点に立った検証や評価を通して開かれた組織づくりを目指す。